

承 諾 書

私は、貴シルバー人材センターへ入会の申込するにあたり、下記事項を承諾すると共にこれを遵守し公益社団法人中野広域シルバー人材センター発展に貢献するよう努めます。

記

- 1 貴シルバー人材センター入会にあたり基本理念の自主、自立、共働、共助の主旨に賛同し貴センターの会員の就業規程などを遵守すること。
- 2 シルバー人材センターの業務は臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く）を希望する高年齢者のために就業の機会を確保し組織的に提供するものとし就業に際しての条件（会員業務委託料、配分金、就業時間、仕事の内容等）を充分理解し、センターと発注者が協議決定したものに従い、発注者と直接交渉しないこと。
- 3 センターの信用を失墜し、社会的信用を損なう行為を行わないこと。
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員及び関係者でないこと。
- 5 前4項に反する行為を行ったときは、就業停止や総会において除名されることもあるが、その場合は、理事会、委員会及び総会の決議に従うこと。
- 6 センターは、会員に対し就業保証や所得保証をすることはできないこと。
- 7 会員と発注者またはセンターとの間には雇用関係が成立しないので労働基準法等の労働関係諸法規および労働者災害補償保険（労災保険）、雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険は適用されないこと。
- 8 センターで就業中および就業途上等において傷害または損害事故を起こした場合はセンターが担保している範囲の保険金の支払いが限度であること。
なお治療にかかる全ての費用は会員本人が加入している健康保険で対応すること。
- 9 会員は常に安全就業に心掛け、傷害、損害事故を起こさないよう充分注意すること。会員の故意または重大な過失による、又は自動車の所有、使用、管理に起因する賠償責任が発生した場合「シルバー人材センター総合賠償責任保険」で対応できない賠償は、会員が負うものとする。
- 10 シルバー事業及び付随する業務を円滑に行うことを目的に、登録された個人情報（個人情報保護に関する規程）に基づきセンターが利用し、発注者及び役員等（理事・地区委員長・班長）に必要最低限の情報を提供すること。

令和 年 月 日

公益社団法人中野広域シルバー人材センター

理事長 高木 武彦 殿

住 所 _____

氏 名 _____ 印

配偶者または家族代表 _____ 印